

第Ⅲ部

開発と環境：日本の経験

第6章

日本の環境政策に関する若干の省察 ——アジアNIEsへの教訓として——

寺西俊一

はじめに

前稿では⁽¹⁾、アジアNIEsにおける今後の環境政策の確立と発展にとって、ひとつの先行事例として重要な参考材料になりうると思われる日本の公害問題と公害対策の歴史的推移（ただし1970年代前半まで）について概括的に振り返ってみた。また、そのなかで、とくに60年代後半以降に展開された硫黄酸化物対策を中心とする日本の大気汚染規制策の評価をめぐって、若干の批判的考察も加えてみた。そこで述べたように、日本では、ようやく60年代後半から70年代前半にかけての時期に、それまでほとんど有効な手だてがとられてこなかった各種の公害問題への具体的な対策が初めて本格的に進み始めた。そして、この60年代後半以降にみる公害対策への取り組みを通じて、その後における日本の環境政策の基本的な枠組みが歴史的に形成されていくことになったといえる。

以下、本稿では、前稿からの考察の続編として、1960年代の後半以降にみる公害対策の前進を通じて形成されてきた日本の環境政策の歴史的推移を中心に若干の省察を行なっておきたい。なお、この過去20余年にみる日本の環

境政策の特質とその問題点や今後の課題等については、本書所収の秋山・植
 田論文に譲りたい。⁽²⁾

I 日本の環境政策の＜形成・発展＞期（1965～74年）

周知のように、日本において、環境政策全般を担当する中央行政機関としての環境庁が正式に発足したのは、1971年7月1日のことであった。それゆえ、形式的にいいうならば、それまでの日本では、「環境政策」の名のもとで実施された施策は存在せず、大気汚染対策や水質汚濁対策などがいわゆる「公害対策」の名のもとで行なわれていたにすぎない。⁽³⁾しかし、改めていうまでもなく、公害対策は、現代の環境政策がカバーすべき第1の基本的な領域としての「汚染制御政策」（Pollution Control Policies）として位置づけることができる。⁽⁴⁾とくに日本における環境政策の形成史という観点からみた場合、環境庁の正式発足以前の時期から取り組まれてきた各種の公害対策（＝「汚染制御政策」）は、その後における日本の環境政策全体の基本的枠組みを規定していったという点で、きわめて重要な意義をもっていたといえる。ちなみに、⁽⁵⁾91年7月、日本の環境庁は、その発足20周年を記念して『環境庁20年史』を編集・発刊しているが、そこでも、環境庁発足以前からの日本の公害対策の歴史的な展開が詳細に跡づけられている。以下では、この『環境庁20年史』での叙述も参考しながら、日本の環境政策の歴史的推移について簡単に振り返っておこう。

さて、すでに前稿において概観したように、日本では、戦前・戦後を通じて各種の深刻な公害による被害が繰り返し発生してきたという歴史がある。そのため、それらの公害被害への個別的な対応という意味でいえば、戦後に限らず、戦前からもさまざまな政策措置がそれなりにとられてきた。しかし、そうした個別的レベルでの対応という次元を越えて、中央政府による独自な公共政策の体系という意味での環境政策の基本的枠組みが最初に登場し

表6-1 日本の環境政策の<形成・発展>期（1964～74年）

西暦（和暦）	立法府・行政府の主な動き	関連する主な出来事
1964（S.39）	3.閣議決定により、行政府内に「公害対策連絡会議」を設置 6.厚生省に公害課を設置	
1965（S.40）	3.衆・参両院で、「産業公害対策特別委員会」が設置され国会で公害問題に関する本格的論議が始まる。	9.三島・沼津での石油化学コンビナート進出計画、地元住民の反対運動で挫折
1966（S.41）	12.「公害防止事業団法」公布 5.「公害防止事業団」発足 10.厚生大臣諮問機関・公害審議会「公害に関する基本的施策について」答申	5.新潟水俣病（第2水俣病）発生の公式確認
1967（S.42）	2.「公害対策連絡会議」、「公害対策基本法試案要綱」策定 5.「公害対策基本法案」閣議決定、第55回国会に提出 7.「公害対策基本法」可決 8.「公害対策基本法」公布・施行	11.経団連「公害政策に関する意見」発表 6.新潟水俣病、第一次提訴
1968（S.43）	4.厚生省に公害部を設置 6.「大気汚染防止法」制定 6.「公共水域保全法」改正 6.「騒音規制法」制定	9.四日市公害、第一次提訴 3.イタイイタイ病、第一次提訴
1969（S.44）	2.「二酸化硫黄に係わる環境基準」閣議決定	9.二つの水俣病についての政府公式見解発表 5.「新全国総合開発計画（二全総）」閣議決定 6.熊本水俣病、第一次提訴 7.東京都公害防止条例、公布
1970（S.45）	12.「公害健康被害救済特別措置法」公布 2.「公害健康被害救済特別措置法」施行 2.「一酸化炭素に係わる環境基準」閣議決定	3.国際社会科学評議会主催「公害に関する国際シンポジウム」（於・東京） 4.東京都公害防止条例、施行
	6.「公害紛争処理法」公布 7.内閣に、首相を本部長とする「公害対策本部」を設置 8.関係閣僚による「公害対策閣僚会議」を設置 12.「第64回臨時国会」（公害国会）、公害関係14法案の可決	

西暦（和歴）	立法府・行政府の主な動き	関連する主な出来事
1971（S.46）	5.「騒音に係わる環境基準」閣議決定 5.「環境庁設置法」公布 7.環境庁、発足 9.「中央公害対策審議会」初総会 12.「水質汚濁に係わる環境基準」閣議決定	6.イタイイタイ病第一次訴訟判決（原告勝訴） 9.新潟水俣病第一次訴訟判決（原告勝訴）
1972（S.47）	1.「浮遊粒子状物質に関する環境基準」閣議決定 5.「悪臭防止法」公布・施行 6.「自然環境保全法」公布 6.「大気汚染防止法および水質汚濁防止法一部改正法」（いわゆる「公害無過失責任法」）公布 8.「中央公害対策審議会」の自動車公害専門委員会、米国マスキー法並みの自動車排ガス規制（いわゆる50年度・51年度規制）の実施を求める「中間答申」	5.OECD理事会、「環境政策の国際経済面に関するガイドィング・プリンシップ（PPP）」採択 6.「国連人間環境会議」（於・ストックホルム）開催 7.四日市公害第一次訴訟判決（原告勝訴）
1973（S.48）	5.「二酸化窒素および光化学オキシダントに係わる環境基準」閣議決定 5.「二酸化硫黄に係わる環境基準の改訂・強化」閣議決定 6.「公害健康被害補償法案」閣議決定 10.「瀬戸内海環境保全臨時措置法」（議員立法）制定	3.熊本水俣病第一次訴訟判決（原告勝訴） 10.第一次オイルショック
1974（S.49）	10.「公害健康被害補償法」公布 1.自動車排ガス50年度規制告示 5.「大気汚染防止法一部改正法」の公布（硫黄酸化物に関する総量規制の導入） 12.「中央公害対策審議会」の大気部会、自動車排ガスの51年度規制2年延期の報告書発表	10.七大都市自動車排ガス規制調査団の報告書発表

（出所） 以上は、環境庁20周年記念事業実行委員会編『環境庁20年史』環境庁 1991年；川名英之著『ドキュメント・日本の公害』第1巻 1987年、第2巻 1988年 緑風出版；『ジュリスト増刊総合特集』[公害総点検と環境問題の行方] No.15 有斐閣 1979年7月、等をもとに筆者作成。

てきたと言い得るのは、日本の場合、1967年の「公害対策基本法(旧)」の制定であった。もちろん、後に触れるように、この「公害対策基本法(旧)」にはさまざまな限界ないし弱点が含まれていたが、日本における環境政策の体系は、その後、この「公害対策基本法(旧)」の改正・強化・補完という形をとって、次第に独自な枠組みを整えていくことになったと考えてよい。とくに60年代後半から70年代前半にかけての時期には、中央政府や地方自治体による実効ある公害対策を強く求めた当時の日本におけるさまざまな住民運動の全国的な展開とそれらに自発的に協力した自然科学および社会科学にまたがる研究者や弁護士、医師、ジャーナリストなど、多方面の専門家たちの支援、および、そうした動向を支持した国民世論の大きな盛り上がりが重要な背景となって、日本での「環境政策前進の時代」がつくりだされていった。その意味で、60年代後半から70年代前半までの時期は、まさに日本の環境政策の<形成・発展>期と考えることができるといってよかろう。

表6-1は、この時期における日本の立法府および行政府の動きとそれに関連する主な出来事を略年表の形式でまとめてみたものである。この略年表から、日本での環境政策の<形成・発展>期に関する大筋での歴史的経緯が見て取れるが、このプロセスのなかで、とくに特筆すべき必要があると思われる諸点をまとめておけば、以下のとおりである。

まず第1に、改めて確認しておくべき点として重要なのは、日本では、立法府および行政府での環境政策の<形成・発展>を直接的に促した要因として、それらの外部で展開された公害反対の住民運動が果たした役割がきわめて大きかったということである。

たとえば、表6-1にあるように、日本では、1964年から65年にかけて、行政府内に初めて「公害対策連絡会議」が設置され、また、立法府内にも「産業公害対策特別委員会」が急遽設置されるに至った。これは、三島・沼津・清水の2市1町(静岡県)での石油化学コンビナートの開発計画が、63年から64年にかけて、地元住民たちによる強力な公害反対運動のかつてない盛り上がりによって、ついに挫折を余儀なくされたという事件を直接的な背景とし

ていた。当時、日本の中央政府は、「第一次全国総合開発計画」（62年10月、閣議決定）にもとづいて、重化学工業部門を戦略的に重視した経済成長政策を国策的に推進していたが、この事件は、その経済成長政策に対してきわめて大きな衝撃を与えることになった。実際、この事件が重要な契機となり、その後、政府部内において、「公害対策基本法（旧）」の早期制定に向けた本格的な取り組みへの気運が急速に高まっていくことになった。

第2には、日本では、立法府および行政府での環境政策の＜形成・発展＞を直接的に促したもの一つの大きな要因として、熊本および新潟での水俣病、イタイイタイ病、四日市公害という戦後の四大公害事件における訴訟（公害裁判）の展開が果たした決定的な役割を重視しなければならないということである。

周知のように、日本では、上記の四大公害事件は、1967年6月の新潟水俣病第一次提訴を皮切りにして、同年9月の四日市公害第一次提訴、翌年3月のイタイイタイ病第一次提訴、そして69年6月の熊本水俣病第一次提訴へという形で、次々と法廷の場で争われることになった。しかも、これら一連の公害裁判は、いずれも、70年代前半の時期に、公害による健康被害の発生責任とその損害賠償を求めた原告側の全面的な勝訴判決へと導かれていった。表6-2が、それらの判決概要の一覧である。この過程は、当時における日本での環境政策の形成とそのあり方に多大な影響を与えることになった。とりわけ、この過程は、国際的にみても前例のない日本独自のシステムとしての「⁽⁷⁾公害健康被害補償制度」の政策的確立を促したという意味で、まさに特筆に値するものであったといってよからう。

第3には、日本では、環境政策の＜形成・発展＞のプロセスにおいて、幾つかの先進的な地方自治体が、中央政府レベルにおける対応の立ち遅れを乗り越えて、きわめて重要な役割を演じたということである。

たとえば、その一つの例証としては、1964年に横浜市（神奈川県）から始まった「公害防止協定」の締結による公害対策の取組みの先駆的な意義が挙げられよう。戦後日本では、すでに前稿でも述べたように、50年代から60年

表6-2 四大公害裁判判決内容一覧

(昭和49年10月現在)

		新潟水俣病裁判	四日市公害裁判	イタイイタイ病裁判		水俣病裁判
				第一審	控訴審	
訴 提 起		第1次 42. 6. 12 ～第8次 46. 1. 19	42. 9. 1	第1次提起分 43. 3. 9	被告控訴 46. 6. 30 原告控訴 46. 9. 6 46. 9. 14	44. 6. 14
判 決		46. 9. 29	47. 7. 24	46. 6. 30	47. 8. 9	48. 3. 20
裁 判 所	新潟 地 裁	津市裁四日市支部	富山 地 裁	名古屋高裁金沢支部	熊本地 裁	
原 告 数 ()内は原告 中の患者数 (死亡患者 を含む)	第1次～第8次 77人(56人)	12人(9人)	31人(14人)	34人(14人)	138人(45人)	
被 告	昭和電工(鹿嶋工場) (6社)	三菱化成、三菱油化 三菱モント化成 昭和四日市石油 中部電力、石原産業 (第1コンビナート 6社)	三井金属工業(神岡鉱業所)		チッソ (水俣工場)	
請 求 根 据	民法709条 (不法行為)	民法709条 (不法行為) 民法719条 (共同不法行為)	鉱業法109条(無過失責任)	民法709条 (不法行為)		
総 額	2億7,000万円	約8,800万円	5,700万円	1億4,820万円	約7億3,700万円余	
判決認容額	内訳	〔慰謝料〕 基準額(最高～最低)	①〔慰謝料〕 死亡患者 500万円 (1人) 400 (1人) 生存患者 300 (1人) 200 (6人)	〔慰謝料〕 死亡患者 500万円 (2人) 400 (4人) 生存患者 400 (1人) 800 ②〔弁護士費用〕 ①の2割	①〔慰謝料〕 死亡患者 1,000万円 生存患者 800 ②〔弁護士費用〕 ①の2割	①〔慰謝料〕 基準額 患者 家族 額 死者 万円 配偶者 250～ 親子 400 100～ 500 生 万円 配偶者 1,800 親子 600 300～ 450 存 万円 配偶者 1,700 親子 350 100～ 300 者 1,600 ②〔弁護士費用〕 ①の1割
	本	万円 死亡患者 1,000 (～800) 患者aランク 1,000 患者bランク 700 (800～400) 患者cランク 400 (700～250) 患者dランク 250 (300～) 患者eランク 100 水銀保有者 40 (軽度の症状をもつ 者のみ) 妊娠の規制者 30 不妊手術施行者 50				
	人		②〔逸失利益〕 患者1人につき 平均 624 最高 1,141 最低 137			
	親族	万円 死亡患者の配偶 者 150 死亡患者の子 50 死亡患者の両親 70 重症者の配偶者 70 胎児性水俣病患 者の両親 70	②〔弁護士費用〕 上記①+②の1割			
	固有					

代にかけて、大気汚染や水質汚濁などの環境汚染とそれによる住民への公害被害が、とりわけ東京、横浜、川崎、大阪、尼崎をはじめとする大都市部で極度に深刻化していた。しかし、当時、日本の中央政府レベルでは、この事態に有効に対処する法律体系が未整備な状態にあったばかりでなく、少な

くとも60年代後半までは、客観的に求められていた公害対策を積極的に推し進めようとする政治的意図そのものを欠いているという状況にあった。このため、63年4月の統一地方選挙を通じて、横浜市に革新的な市長が誕生したことが重要な契機となって、地方自治体レベルでの独自な公害対策の取組みへの新しい模索と実験が始まった。当時、横浜市が初めて取り組んだ「公害防止協定」は、横浜市の人団密集地域に隣接して石炭火力発電所の建設を計画していた電力会社との間で、同社に対し必要な公害防止対策をとらせるこ⁽⁸⁾とを地方自治体として約束させ、その具体的な実行を迫ったものである。その頃の日本では、すでに紹介したように、62年制定の「ばい煙規制法」という国レベルでの大気汚染に関する規制法がまがりなりにも存在していたが、その規制対象および規制基準はきわめてルーズなものであった。また、発電所に関する公害対策は、中央行政の専管事項下に置かれていたため、地方自治体レベルでは、大気汚染による深刻な公害被害に悩む住民を数多く抱えていたにもかかわらず、何ら為す術を持たないと考えられていた。しかし、この状況を開拓し、その後の日本の公害対策を大きく前進させていく重要な契機をなしたのが、横浜市という一地方自治体を舞台とした新しい取組みへのチャレンジであった。当時、横浜市が進めた「公害防止協定」の締結という方式は、地方自治体レベルでも関係企業に対し公害防止対策を実施させ、深刻な大気汚染を政策的に改善していくことが可能であることを具体的に示したことによって、日本全国の地方自治体を勇気づけ、その後、地方自治体独自でのさまざまな取組みが全国的に波及していく出発点となった。そして、こうした地方自治体レベルでのさまざまな取組みが、さらには、国レベルでの各種の「汚染制御政策」の前進をも促していく重要な牽引車としての役割を果たしていくことになったのである。このような歴史的経緯は、日本の環境政策において地方自治のあり方がきわめて重要な意義をもっていたということを示すものとして、特筆すべきことであるといわなければならない。

また、表6-1の略年表にある1969年7月時点での「東京都公害防止条例」⁽⁹⁾の制定は、当時の中央政府レベルでの「公害対策基本法(旧)」における

いわゆる「経済調和条項」（同法第1条第2項）にみる公害対策の理念上での弱点ないし限界を乗り越えていくうえで重要な役割を果たしたものであった。さらには、70年代以降、日本でも環境政策上の緊急課題となってきた自動車排ガスの規制強化において、当時の東京、横浜、川崎、名古屋、大阪、京都、神戸の各都市自治体が連携した「七大都市調査団」が果たした積極的な役割も、特筆に値するものであったといえる。⁽¹⁰⁾

以上、要約的にいえば、1960年代後半から、70年代前半までの10年間は、まさに日本の環境政策にとっての＜形成・発展＞期に相当し、この時期には、当時の日本での深刻な環境汚染による被害（公害被害）の救済・克服を強く求めた、(1)住民運動、(2)公害裁判、(3)地方自治という三つの社会的ファクターの連携を通じて、主に「汚染制御政策」の領域を中心とした政策体系の独自な確立が促されていったと総括してよいであろう。⁽¹¹⁾⁽¹²⁾

Ⅱ 日本の環境政策の＜逆流・後退＞期（1975～88年）

さて、前節で略述したように、日本の環境政策は、1960年代の後半以降、現代の環境政策における第1の基本的な領域である「汚染制御政策」を中心に独自な＜形成・発展＞を遂げてきたといってよいが、その後、70年代の後半に入ってからは、一転して、さまざまなく逆流・後退化の動きが目立つようになってきた。本来であれば、日本の環境政策は、70年代の後半以降には、次のステップとして、現代の環境政策における第2の基本的な領域である「自然保護政策」やさらには第3の基本的な領域である「アメニティ保全政策」の＜形成・発展＞へと進み、より総合的な政策体系の確立へと向かうことが期待されていた。だが、現実の歴史的推移では、次第に＜逆流・後退＞化への動きが強まっていく結果となった。表6-3は、70年代後半から80年代後半にかけての時期に、日本の環境政策がその前進を阻まれ、ついには、＜逆流・後退＞化の局面を迎えていったことを示す主な経緯を具体的に跡づ

表 6-3 日本の環境政策の

1975.	2	『文芸春秋』2月号に「イタイイタイ病は幻の公害病か」と題する論文が掲載され、公害被害そのものを否定するキャンペーン開始。
	6	新日鉄君津製鉄所、千葉県の窒素酸化物規制に対して反対の態度を表明。
	8	熊本県議会公害対策特別委員会の委員2名が水俣病認定問題で環境庁に陳情し、「水俣病認定申請者にはニセ患者が多い」と発言。
	9	トヨタ自動車工業、環境庁の自動車排ガス規制に関する公聴会で、「53年度規制」は「技術的に不可能」として、自動車排ガス規制強化に反対の意向を表明。
	11	『文芸春秋』12月号に「グループ1984」という匿名の論文が掲載され、公害反対運動を現代の「魔女狩り」として批判。
1976.	4	自民党政策調査会環境部会、カドミウム汚染による環境被害（骨軟化症の発生）を否定する報告書を発表（後にこの報告書は、科学的事実を政治的に歪曲したものであることが判明）。
	6	通産省、産業構造審議会公害部会に、窒素酸化物規制に関する環境基準の緩和や達成年次延期を検討する小委員会を設置。
	11	環境庁、自動車排ガスに関する「53年度規制」の正式告示を、外務・通産両省の方針を受けて延期することを決定。
1977.	1	石原環境庁長官、『週刊文春』誌上で、水俣病患者の多くは「ニセ患者」とあると発言。
	2	経団連、「公害健康被害補償制度」の改正について、福田首相、石原環境庁長官に建議することを決定。
	3	石原環境庁長官、衆議院予算委員会で、窒素酸化物規制に関する環境基準値（0.02ppm）には「疑問あり」と発言。
	4	石原環境庁長官、通産・建設両省との調整がつかないため環境アセスメント法案の提出を断念する旨、閣議報告。
	10	石原環境庁長官、1970年国会での「公害対策基本法」改正時における「経済調和条項」の削除は「行き過ぎであった」と発言。
	12	産業構造審議会、窒素酸化物規制に関する環境基準を「見直す必要あり」との答申案をまとめる。
		経団連、環境庁の水質汚濁激甚地域に対する総量規制方針に反対する

(出所) 表 6-1 の文献、および宮本憲一編著『「公害」の同時代史』平凡社 1984年、その他、見てみたものである。以下では、この＜逆流・後退＞期における日本の環境政策の推移をめぐって、若干の考察を進めておこう。

まず、1975年以降の時期は、73年秋に勃発した第一次オイル・ショックを契機とする世界経済全般の構造的な不況局面と重なり合ったため、日本を含む先進工業諸国では、いずれの国においても、環境保全への取組みに対する

<逆流・後退>への主な経緯

		意見書を提出。
1978.	4	経団連、窒素酸化物に関する環境基準を緩めるべきとの要望書を提出。
5		山田環境庁長官、環境アセスメント法案の国会提出断念を表明。
		産業界の公害防止設備への投資額、1975年をピークに減少し、とくに77年度は、対前年度比47%減に激減していることが判明。
7		環境庁、「水俣病認定業務促進について」と題する新しい事務次官通達を提示。この後、水俣病認定申請患者の「行政的切捨て」が強まる。環境庁、窒素酸化物規制に係わる環境基準値を大幅に緩和した新基準値を告示。
10		山田環境庁長官、記者会見の席上で、東京都議会にて検討中の環境アセスメント条例案を「厳しすぎる内容だ」として批判。
1979.	3	環境庁の環境アセスメント法案、大幅な内容上の後退（たとえば、電源開発事業の適用除外など）となった最終案がまとまる。
4		経団連、環境アセスメントの法制化は「時期尚早」との意見表明。上村環境庁長官、環境アセスメント法案の国会提出断念を表明。
1980.	10	経団連、環境庁長官に対し、環境アセスメントの法制化延期を要望。
1981.	5	環境庁、通産省との調整がつかないため、湖沼水質保全特別措置法案の国会提出を断念。
12		大阪空港訴訟の最高裁判決、二審の逆転判決で、原告側の夜間飛行差止請求を却下。
1982.	4	環境庁、湖沼水質保全特別措置法案の国会提出、再び断念。
12		環境庁、「公害健康被害補償制度」の見直しに着手。
1983.	11	環境庁、「公害健康被害補償制度」の見直しについて、中央公害対策審議会に正式に諮問。
		環境庁の環境アセスメント法案および湖沼水質保全特別措置法案、衆議院で廃案。
1984.	8	「環境影響評価の実施について」の閣議決定。
1987.	5	「総合保養地域整備法」（リゾート開発促進法）公布。
6		「第四次全国総合開発計画」閣議決定。
9		「公害健康被害補償法一部改正法」の公布。
1988.	3	「公害健康被害補償法一部改正法」の施行。

新聞縮刷版等、をもとに筆者作成。

さまざまな政策的ブレーキがかかり始めていったといえる。すなわち、「環境保全対策」よりも、当面の「景気浮揚対策」や「雇用拡大対策」などが国策上の最重要課題とされ、再び「経済成長優先主義」が世界各国で息を吹き返していくことになった。とくに日本では、70年代前半に、かつてない盛り上がりを示していた「公害対策」を求める国民世論が、その後、一転して、

「景気対策」を求める国民世論へと大きく塗り替えられていくことになった。たとえば、1972年5月の段階で実施された総理府の環境問題に関する世論調査では、「経済が多少犠牲になっても環境を重視すべきだ」とする回答者が51%を占め、全体の過半数を超えていた。だが、78年10月、『朝日新聞』が当時の福田内閣に対する要望事項に関する質問として実施した世論調査では、第1位：「物価の安定」（24%）、第2位：「経済・景気対策」（18%）となり、「公害・環境対策」への要望は、はるか下位のランクに落ち込むという結果を示している。ここには、現実の環境政策の動向を左右するものとして、当該国の国民世論がきわめて重要な意味をもっていることが示されているといえる。経験的にいえば、いずれの国においても、環境政策の現実的な動向は、まず、その国の経済動向によって大きく左右される。とくに経済的不況の局面になると、国民世論は「環境保全対策」よりも当面の「景気・雇用対策」を強く求めるという一般的な傾向がある。そのため、しばしば「環境保全対策」は真っ先に軽視され、環境政策の後退化を余儀なくされてしまうことが多いといってよい。

だが、表6-3に示した1970年代後半以降にみる日本の環境政策の＜逆流・後退＞期の具体的な経緯をみると、上述のような一般論だけでは、必ずしも十分な説明がつかない部分も多いといわなければならない。そこでは、70年代後半以降における日本の環境政策の動向をめぐる独自な問題の存在をあえて指摘しないわけにはいかない。そこで、以下では、この時期での日本の環境政策の＜逆流・後退＞化を最も象徴的に示した事件といえる窒素酸化物（NO_x）規制に関する「環境基準値の緩和措置」をめぐる具体的経緯とそこでの問題点について、とくに立ち入って言及しておくことしたい。

すでに前稿でも述べたように、1977年に日本の環境政策に関するOECD環境委員会による政策レビューが公表され、⁽¹³⁾そのなかで、日本の大気汚染規制策が非常に高い評価を受けた。だが、まことに皮肉なことだが、その後から、日本では、窒素酸化物（NO_x）の規制に関する「汚染制御政策」が決定的な後退化への軌跡を辿っていくことになった。表6-3に示したように、75

年以降の日本では、まず公害対策の強化を求める国民世論に対する「政治的切り崩し」を狙った各種の意図的なキャンペーンが始まっている。そして、そのなかで、とくに鉄鋼業界、電力業界、化学業界、自動車業界などを中心に窒素酸化物 (NOx) の規制プログラムの実施延期を求める政治的圧力が次第に強まっていった。この経緯と背景に関しては、上記の関係業界がいずれも構造的不況局面に喘いでいたという当時の具体的な経済事情を考慮すれば、それなりに理解できないわけではない。たとえば、当時、日本の通産省が「構造的不況業種」としての指定を行なった鉄鋼業界についていえば、窒素酸化物 (NOx) に関する旧環境基準 (年平均値0.02 ppm以下) の早期達成という環境保全上の目標を実現するための規制プログラムに対応していくためには、窒素酸化物 (NOx) の最大の排出工程である焼結炉に関する思い切った公害防止対策投資などが必要であったが、そのための経済的なコスト負担額は相当な重圧であったといってよかろう。

ちなみに、環境庁大気保全局が1978年4月時点に発表した『窒素酸化物対策の費用効果について』と題する資料に基づけば、旧環境基準値に近い0.025 ppm (年平均値) を達成するのに必要な規制プログラムへの対応策として、関係業界が新たに負担しなければならない公害防止対策への投資額は以下のよう見積られていた。すなわち、化学業界980億円、石油精製業界369億円、セメント業界359億円、ガラス業界26億円、鉄鋼業界1348億円、電力業界2838億円、その他2671億円、合計8591億円。これに対して、その後、上記の旧環境基準値は78年7月に大幅な「緩和措置」が実際に講じられることになったが、それに伴う新基準値 (年平均値0.04 ppm～0.06 ppmのゾーン内) を達成していくための対応策では、化学業界371億円、石油精製業界156億円、セメント業界260億円、ガラス業界2億円、鉄鋼業界752億円、電力業界1870億円、その他1298億円、合計4709億円という試算になっている。仮に、以上のような環境庁の試算をもとに考えてみると、当時、「構造的不況業種」に指定されていた鉄鋼業界をはじめとする関係業界が、この公害防止対策のための新たなコスト負担の軽減を図るために（関係業界全体では、8591億円-4709億円=

3882億円のコスト負担の軽減という計算になる), 窒素酸化物に関する規制プログラムの実質延期ないし環境基準値そのものの大幅な緩和を環境行政当局に対して強く要求していった理由はきわめて明白であったといってよいであろう。

しかし、ここで、われわれが改めて批判的に考察してみなければならないのは、以上のような経緯に示されているように、環境保全のための規制プログラムの具体的な実施にあたって、それに伴う経済的なコスト負担をめぐる問題に直面した場合、そこでは、一体どのような政策的対応が本来とられるべきかということである。より一般的に言い換えれば、「環境保全に係わる各種の経済的コスト」の負担をめぐる政策的対応の基本原理について、われわれは一体どのように考えるべきかという問題である。1970年代後半期における日本での窒素酸化物規制に関する「環境基準値の緩和措置」をめぐる経緯では、結局、環境保全上の目標を達成していくための規制プログラムが、それに伴う関係業界での「経済的コスト」の負担の大きさを理由にして、事实上放棄されるという対応が政治的に選択されることになった。だが、もし、このような選択が政策的に是認されていくとするならば、おそらくあらゆる環境政策の実施は、それに伴う「経済的コスト」の負担という壁に直面した場合、その前進が阻まれてしまうという結果とならざるを得ないだろう。この種の問題は、一般には、しばしば「環境か、経済か」という二律背反として捉えられることが多いが、この点を一体どのように考えるべきなのか、これが、構造的な不況局面と重なり合った70年代後半以降の日本の環境政策の現実的推移から具体的に提起されている重要論点のひとつだといわなければならぬ。この論点をめぐっては、多少、理論的および実証的な検討を必要とするので、別の機会に経済学的な考察を行なうこととしたいが、ここでは、上で述べた78年7月の「緩和措置」の経緯と係わる具体的な問題点をめぐって、若干の指摘を行なっておこう。

まず第1に指摘しておかねばならないのは、上述の「緩和措置」は、行政手続きという面からみて無視できない問題を孕んでいたということである。すなわち、日本の「公害対策基本法(改正)」では、「環境基準の改訂」に関

しては、まず同法の第9条第3項で、「常に科学的な検討が加えられ、必要な改訂がなされなければならない」と定められ、さらに第27条第2項において、このような「公害対策に関する重要事項」は「中央公害対策審議会」で「調査審議すること」と定められているが、窒素酸化物に関する78年7月の「緩和措置」は、以上のような規定からみて、きわめて異例な行政手続きによるものであったということである。当時の具体的な経緯を簡単に振り返っておくと、以下のとおりであった。

窒素酸化物に関する旧環境基準（年平均値0.02ppm以下）が日本で最初に定められ、環境庁から正式に告示されたのは、1973年5月8日のことである。ところが、その年の秋には、すでに触れたように第一次オイル・ショックが起きた後から、経団連を中心とする経済界サイドからの「基準緩和」を求める動きが始まっていった。その後、表6-3に示したように、77年12月の段階で、通産省の産業構造審議会答申案のなかに「旧基準値の見直し」の必要性が盛り込まれることになり、この動きに対応して環境庁サイドでも「中央公害対策審議会」に対して「窒素酸化物に係わるクライテリア（判定条件）」の再検討を求めるうことになった。だが、この再検討を具体的にすすめた「二酸化窒素に係わる判定条件等についての専門委員会」（委員長：鈴木武夫）は、専門家としての意見をとりまとめて、78年3月に「科学的には旧基準値を何ら改訂する必要は認めない」という内容での「指針値」の提示⁽¹⁴⁾を行っていた。また、当時の東京都も、この窒素酸化物に関する旧基準値の「見直し」をめぐる動きを重大視し、78年5月31日付けで、東京都知事名での「意見書」を環境庁長官あてに提出。さらに、同年7月10日には、「二酸化窒素に係わる環境基準改訂の告示中止について」という「要請書」も提出している。上記の「意見書」には、(1)環境基準の設定や改訂は、公害対策上の基本的事項であるから、「中央公害対策審議会」の審議・検討を経ることが至当であること、(2)「指針値」をもとにして環境基準を設定あるいは改訂する際には、社会的、医学的弱者の存在を考慮して現環境基準のはほとんどに安全係数が見込まれていることや影響についての知見の不確実性を補償するた

め、等々といった理由から、安全係数の導入が必要であること、(3)専門委員会から出された判定条件は、現行の環境基準の根拠となった72年時点での判定条件を補強するものであり、現行環境基準の科学的正当性と維持の重要性を論拠づけたものであり、現行基準を変える必要はないこと、などの主張が⁽¹⁵⁾盛り込まれていた。ところが、当時の環境庁は、先の専門委員会からの「科学的意見」を「中央公害対策審議会」で審議することもなく、また東京都からの「意見書」にも一切応えことなく、一片の告示によって、旧基準値より3倍も大幅に緩和された新基準への改訂措置を一方的に発表したのであった。これは、きわめて異例な政治的措置であったといわなければならぬ。

第2に指摘しておくべき重大な問題点は、緩和された窒素酸化物に関する新規基準値（年平均値0.04 ppm～0.06 ppmのゾーン内）の水準そのものが有する問題点である。すなわち、この新基準値は、「公害対策基本法（改正）」が定める「人の健康を保護し、および生活環境を保全するうえで維持されることが望ましい基準」として考えた場合、はたして妥当なものだといえるかどうかに重大な疑問が残ることである。むしろ、それは、その後の現実的な経緯をみると、健康被害の発生が避けられない水準のものであったといわざるを得ない。このような水準への環境基準の改訂が行なわれたということは、先に触れた「経済調和条項」が事実上復活したに等しいといってもよいであろう。

すでに紹介したように、当時、こうした新規基準への「緩和措置」を中止するよう、環境庁に対して「意見書」や「要請書」を提出していた東京都では、直ちに「東京都NO_x検討委員会」という専門委員会を設け、1979年3月に同委員会の報告書をとりまとめている。この報告書では、先の「中央公害対策審議会」の専門委員会が提示した「指針値」の下限値、つまり0.02 ppm（年平均値）が、「有症率が増加し始める下限値である」という見解が示されている。この見解は、その後、86年5月に発表された東京都衛生局による『複合大気汚染に係わる健康影響調査総合解析報告書』（これは、78年度からの大がかりな疫学的調査にまとめられたもの）によって、明白に裏づけられている。

また、実際、東京都内の大気汚染による健康被害者は、78年以降、年を追うごとに増加の一途を辿るという結果を示してきた。⁽¹⁶⁾

さらに、第3に指摘すべき問題点は、以上のような窒素酸化物に関する環境基準値の大幅な「緩和措置」を通じて、旧基準値では全国の窒素酸化物に関する大気汚染測定局の環境基準達成率がわずか16.5%にすぎなかったものが、一挙に93.7%へと塗り変えられたことによって、日本の大気汚染規制策がほぼ完全に骨抜き状態となってしまったことである。また、この異例の「緩和措置」は、単に大気汚染規制策にとどまらず、その後における日本の環境行政全体の＜逆流・後退＞化への決定的な引き金となっていったことも指摘しておかねばならない。実際、この「緩和措置」がターニング・ポイントとなり、その後、日本の環境政策全体の＜逆流・後退＞化への一連の流れが政治的に一段と加速されていくという状況が生みだされていった。

こうした＜逆流・後退＞化への流れは、すでに第I節で述べたように、1974年以降、国際的にみても特筆に値する重要な日本独自のシステムとして機能してきた「公害健康被害補償制度」の見直しに関する決定的な法改正（87年9月）とその施行へと踏み出した88年3月の時点まで続いていくことになった。この間の約10年間は、日本では、環境アセスメント法の度重なる流産と最終的な廃案、湖沼水質保全法案の内容後退、水俣病申請患者やイタイイタイ病申請患者の「行政的切捨て」の進行など、一連の環境政策における＜逆流・後退＞化の動きがとくに顕著となっている。とくに80年代前半期の日本は、70年代前半期の「環境政策前進の時代」とは全く対照的に、「環境政策冬の時代」と言われるような状況にあったといってよい。そして、このような状況に対して新たな変化がもたらされたのは、次の時期、すなわち、いわゆる「地球環境問題」が日本においても政治的に急浮上してきた89年以降のことであった。

III 日本の環境政策の<模索・再編>期（1989年～現在）

前節で略述したように、日本では、1970年代後半から80年代後半に至るまで環境政策の<逆流・後退>化の局面が続いてきたが、ほぼ同じ時期（ただしその前半期まで）、欧米においても、各国の環境政策は「一進一退」という状況が続けていた。だが、80年代の半ば頃からは、欧米諸国では各種の環境問題の深刻化に対する危機意識が新たな高まりを見せ始め、その後、国内外の環境政策のあり方が重要な政治的争点として浮上してくる局面を迎えてつあった。たとえば、旧西ドイツでは、1983年3月に実施された連邦議会の総選挙において、「GAL」（これは“Die Grünen”〔「緑を求める人々」という意味〕と“Alternativen”〔「別の生き方を求める人々」という意味〕との連合による共同リストの略称）と呼ばれた新興の市民的な政治グループ（環境保護派）が一挙に5.6%の得票率を得て連邦議会への初進出を果たし、以降、この環境保護派の台頭による新しい政治的うねりがヨーロッパ全域にも広がり始めていった。⁽¹⁷⁾ また、アメリカにおいても、80年代に登場したレーガン政権下における連邦政府レベルでの環境政策の後退化とは裏腹に、各種の環境保護団体や市民グループによる環境問題への取り組みが次第に活発化し始めていった。この背後には、77年に顕在化した有名なラブ・カナル事件（有害廃棄物の投棄に起因する環境汚染事件）⁽¹⁸⁾ や79年に起こったスリーマイル島での原発事故、さらには82年に表面化したシリコン・バレーでのフェアチャイルド事件（ハイテク産業による地下水汚染事件）⁽¹⁹⁾など、環境汚染と係わる重大事件の発生がアメリカ各地で相次いできたという事情があった。

要するに、1980年代の半ば以降には、欧米諸国では、かつての60年代後半に次ぐ第2の環境保全へのうねりが、各種の環境問題の新たな深刻化に対する危機意識を背景にして、とくに市民レベルで急速な高まりを見せ始め、それまでの環境政策のあり方とその限界が改めて足元のところから問いただされ

る時代が到来していたといえる。そして、欧米諸国においては、その後、以上のような足元からの危機意識の高まりが、さらには地球規模にまで広がった各種の環境破壊に対する危機意識へと発展していくことになったといって
(20)
 よい。

他方、日本においては、1980年代の半ば以降も環境政策の＜逆流・後退＞化の局面が引き続くなかで、欧米諸国にみるような危機意識は、公害被害者など一部のグループを除けば、きわめて希薄であったといわざるを得ない。たとえば、日本の環境庁は88年版の『環境白書』において「地球規模の環境問題」を初めて本格的に取り上げたが、当時の日本では、一般的のマスコミや市民レベルでの反応はまだ冷ややかなものであった。むしろ、その頃の日本では、首都・東京圏を主要舞台とした巨大都市再開発やウォーターフロント開発、さらにはその後の地方圏を主要舞台としたリゾート開発など、「バブル経済」を背景とした一連の開発ブームが全国的に巻き起こっていたのである。(21) そうした状況が続いていたなかで、日本においては、翌89年以降になってから、いわゆる「地球環境問題」が突如として政治的に急浮上してくることになった。実際、『朝日新聞』の記事データベースでみると、同紙の本文において「地球環境」という言葉が出てくる記事の出現頻度は、85年でわずかに2件、86年もわずかに1件、87年で14件、88年で24件という具合に推移していたが、翌89年には一気に362件となり、まさに目を見張るような激増ぶりを示していることがわかる。(22) 日本では、まさに89年を境にして、突如、「地球環境問題」が政治的にクローズアップしてきたという印象が拭えない。

ところで、こうした1989年以降にみる日本での「地球環境問題」のブーム的な急浮上という事態は、それ以降の日本の環境政策をめぐる基本動向に対しても新たな変化を引き起こしていくことになった。その一つとして看過できない点は、従来からの国内的な公害対策を基本とした環境政策の枠組みから、「地球環境保全」を中心課題に掲げた環境政策の枠組みへと、その後の政策志向が大きくシフトし始めてきたことである。しかも日本の場合、この動向は、必ずしも肯定的にのみ評価するわけにはいかない重要な問題を孕んで

いたことを指摘しておかねばならない。というのは、すでに述べた、70年代後半以降にみる日本の環境政策の＜逆流・後退＞化の動向が、上述のような政策志向のシフトを通じて、さらに一段と加速されてきたという側面があることを無視できないからである。つまり、日本の場合、89年以降、いわゆる「地球環境問題」への取組みがにわかに政策的に重視されてくる一方で、従来から国内的レベルで懸案となり積み残しになってきた環境政策上の諸課題（公害被害者の完全救済や窒素酸化物による大気汚染の深刻化、さらには各種の開発プロジェクトによる自然破壊の進行など）については、逆に軽視されてくるという傾向が強まってきた。いわば足元の国内問題がおろそかにされたままで、「地球環境保全」を掲げた取組みだけがにわかに政治的な脚光を浴びるという奇妙な状況が生まれてきたといってよい。だが、「地球環境保全」に対する本来の取組みは、まず足元からの環境保全の具体的な前進なくしてはあり得ない。⁽²³⁾ この点から言えば、89年以降、にわかに急浮上してきた「地球環境保全」のブーム的な盛り上がりという状況のなかで、日本の環境政策はそこでの基本的な立脚点とその足場固めが改めて問われてきていると言わねばならないであろう。

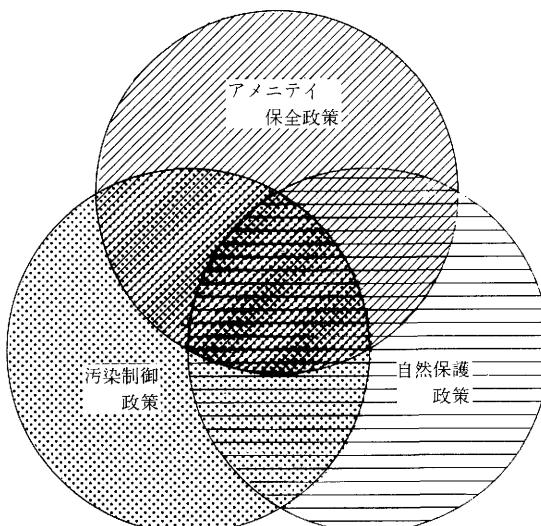
そこで最後に、こうした1989年以降にみる新たな状況変化の局面のなかで、目下の日本の環境政策が直面している幾つかの基本的な課題をめぐって、若干の指摘を行なっておくこととしたい。

まず第1には、日本の環境政策は、いま改めて、これまでの過去20年余にわたる展開についてのきちんとした＜歴史的総括＞が求められているということである。この点では、1991年12月に出された環境庁長官による「中央公害対策審議会」への諮問を受けて、翌92年7月以降、新たな「環境基本法」の制定に向けた検討が政府部内を中心にして急ピッチで進められてきたという経緯があるが、その過程では、これまでの日本の環境政策に関する歴史的総括が全くおろそかにされているという問題を指摘しておかなければならぬ。⁽²⁴⁾ これから時代に真に求められている日本の環境政策の方向とそのあり方は、「地球環境保全」という新たなレベルでの諸課題への対応を含めて、ま

ず、これまでの環境政策についての成果と到達点の確認やそこでの欠陥と限界の明確化という作業なしには具体的に構想していくことはできない。また、目下のところ、従来までの日本の環境政策をめぐっては、一方では、「すでに新しい時代の課題にそぐわなくなっている」とする評価とともに、他方では、「かつての深刻な各種の公害を克服してきた模範を示している」とする評価がさまざまに入り乱れている感が否めない。この点からも、これまでの日本の環境政策の具体的な経緯とそのあり方に関するきちんとした総括と再評価の作業が改めて必要になっているといえよう。

第2には、日本の環境政策は、以上のような総括を踏まえて、今後、その＜総合的体系化＞が強く求められているということである。すでに述べたように、これまでの日本の環境政策の基本的枠組みは、1960年代後半からの各種の公害対策への取り組みを通じて歴史的に形成されてきたという経緯があるため、そこでは「汚染制御政策」の体系が中心的な位置を占めてきたという独自な特徴を有している。この点は、逆にいえば、現代の環境政策の総合的体系において不可欠な領域となっている「自然保護政策」や「アメニティ

図6-1 現代の環境政策における三つの基本領域



保全政策」の体系がきわめて不十分なままであり、以上の三つの政策領域の総合的・有機的な連携とバランスが欠けているという問題を抱えてきたことを意味している。今後、こうした点での総合化を目指した日本の環境政策の新たな体 system 化が必要になっているといえよう。⁽²⁵⁾

さらに第3には、以上を前提にした上で、今後、日本の環境政策のあり方を〈国際的視野〉のなかで位置づけ直して、その新たな発展を図っていかねばならないということである。この点では、近年、とくにアジアの地域において、日本の環境政策が果たすべき意義と役割がますます重要な意味を持ち始めてきているといえる。しかも、そこでは、単に、従来からのアジア地域に対する日本の政府開発援助(ODA)の環境版(いわゆる環境ODA)による資金と技術の供与ということにとどまらず、むしろ、環境保全という観点からの新しいアジアと日本の国際関係のあり方(具体的な環境協力のあり方を含む)にまで踏み込んだ批判的な考察と検討が求められているといえよう。

[注]

- (1) 寺西俊一「日本の公害問題・公害対策に関する若干の省察——アジアNIEsへの教訓として——」(小島麗逸・藤崎成昭編『環境と開発——東アジアの経験——』アジア経済研究所 1993年 第8章)。
- (2) 秋山紀子・植田和弘「日本の環境政策の展開と新たな課題——アジア諸国へのインプリケーション——」(本書 第7章)。
- (3) 日本では、後に触れるように、1967年に制定された「公害対策基本法(旧)」の第2条で規定された「公害」の定義にもとづいて、「大気の汚染」、「水質の汚濁」、「土壤の汚染」(ただし、これは、70年末の改正によって追加されたもの)、「騒音」、「振動」、「地盤の沈下」、「悪臭」という、七つの事象による被害(「典型7公害」と呼ばれてきた)を防止するための施策が「公害対策」の名のもとで進められてきた。そして、69年から、総理府と厚生省の連名による『公害の状況に関する年次報告書』および、政府が「講じようとする公害の防止に関する施策」が、『公害白書』の名前で国会に報告・公表されるようになった。この『公害白書』は、1969年版、70年版、71年版と続き、環境庁が発足して以後の72年版から、その名前が『環境白書』と改められることになった。
- (4) 今日、一般に、環境政策といえば、「環境保全(Environmental Conservation)を目的とする公共政策(Public Policies)」のことを指すと考えてよいが、その内

容は、理念的にいえば、以下に述べるような三つの基本的な政策領域から構成される必要がある。すなわち、第1は、各種の環境汚染防止を目的とする「汚染制御政策」(Pollution Control Policies)、第2は、各種の自然環境保全を目的とする「自然保護政策」(Nature Conservation Policies)、そして第3は、各種のアメニティ向上を目的とする「アメニティ保全政策」(Amenity Improvement Policies)である。これらの三つの政策領域は、図6-1に示すように、相互に関連し合い、また連続して重なり合う部分も多いが、それぞれに独自な政策体系としての確立と発展を必要とする。現代の環境政策は、以上に挙げた三つの政策領域を総合的な環境保全計画の中に適切に位置づけることによって、われわれ人間（現在世代のみならず将来世代）の社会生活にとって望ましい環境の保全（創造を含む、以下、同じ）と管理を目指すものでなければならない。ただし、今日、世界各国で実施されている現実の環境政策の具体的な姿は、必ずしも上で述べたような理念的なあり方を示しているわけではない。各国における環境政策の具体的実情は、それぞれの国での環境問題の歴史的経緯、その背後に存在する政治経済の構造や制度、社会的慣習や法律体系、技術や文化のあり方とその水準、各種の環境保全運動や国民世論のあり方、などによって互いに異なっている。なお、概していえば、日本では「汚染制御政策」が、アメリカでは「自然保護政策」が、そしてヨーロッパでは「アメニティ保全政策」が相対的に重要な位置を占めてきたという歴史的な経緯がある。

- (5) 環境庁20周年記念事業実行委員会編『環境庁20年史』環境庁 1991年、参照。なお、1982年には、環境庁10周年記念事業実行委員会編『環境庁10年史』環境庁、も発刊されている。
- (6) この歴史的事件に関する詳しい経緯については、とりあえず、宮本憲一編『沼津住民運動の歩み』日本放送出版協会 1978年、を参照されたい。
- (7) この制度の詳しい説明については、城戸謙次編著『逐条解説・公害健康被害補償法』ぎょうせい 1975年3月、を参照されたい。
- (8) こうした環境政策における地方自治の意義と役割に関しては、寺西俊一「環境保全と地方自治」(寄本勝美編『地球時代の環境政策』ぎょうせい 1992年 第1章)を参照されたい。
- (9) この「東京都公害防止条例」では、市民の環境権の保障という新しい思想にもとづいて、次のような三つの基本原則が宣言されている。「第1原則 すべての都民は、健康で安全かつ快適な生活を営む権利を有するのであって、この権利は、公害によってみだりに侵されてはならない。第2原則 すべての都民は、他人が健康で安全かつ快適な生活を営む権利を尊重する義務を負うのであって、その権利を侵す公害の発生原因となるような自然及び生活環境の破壊行為を行ってはならない。第3原則 東京都民の自治組織である東京都は、都民の健康で安全かつ

快適な生活を営む権利を保障する最大限の義務を負うのであって、この義務を果たすため、あらゆる手段をつくして公害の防止と絶滅をはからねばならない」。

- (10) 1967年に制定された「公害対策基本法(旧)」では、同法の目的を定めた第1条の第2項において、「前項に規定する生活環境の保全については、経済との健全な発展と調和が図られるようにするものとする」という規定が盛り込まれていた。これが、いわゆる「経済調和条項」と呼ばれたものであるが、この条項に対しては、同法の制定過程から、法学者からの批判が行なわれていた(奥平康弘「公害対策基本法立法過程の批判的検討」[『ジャリスト』第458号] 1970年8月参照)。その後、1970年12月の改正によって、この条項は全面的に削除されることになった。
- (11) この「七大都市調査団」が果たした重要な役割に関して、詳しくは、柴田徳衛『日本の都市政策』有斐閣 1981年、を参照されたい。
- (12) Teranishi Shun'ichi, "The Lesson of Japan's Battle with Pollution," *JAPAN QUARTERLY*, July-September 1992, Asahi Shimbun, 参照。
- (13) OECD, *Environmental Policies in Japan*, 1977(国際環境問題研究会訳『日本の経験——環境政策は成功したか——』日本環境協会 1978年), 参照。なお、OECDは、1993年11月に、日本の環境政策に関する2回目のレビュー結果を発表している。OECD (Group of Environmental Performance), *Environmental Performance: Review of Japan*, Nov. 1993, 参照。
- (14) この「指針値」は、「現時点で利用可能な内外の動物実験、人の志願者における研究、疫学的研究などの成果を総合的に判断し、地域の人口集団の健康を適切に保護することを考慮し、環境大気中の二酸化窒素濃度の指針として、短期暴露については、1時間暴露として0.1~0.2 ppm、長期暴露については、種々の汚染物質を含む大気汚染の指標として着目した場合、年平均値として0.02~0.03 ppmの値を参考とし得る」というものであった。しかも、上記の数値には、さらに安全係数をかける必要があるというのが、専門委員会による科学的意見であった。以上について、とりあえず、吉田亮「複合汚染に関する健康影響調査結果からみた検討」(『法律時報』第59巻第2号 1987年2月)および、「『資料』二酸化窒素環境基準緩和措置取消訴訟——鈴木武夫証人の証言——」(『公害研究』[岩波書店]第17巻第1号 1987年7月)を参照。
- (15) 吉田 同上論文参照。
- (16) 大気汚染による健康被害の認定患者数でみると、東京都内だけで、国の「公害健康被害補償法」にもとづく認定患者(ただし1988年3月以降、法改正によって新規認定は打ち切りとなった)、および、東京都の独自条例にもとづく認定患者を合わせて、1993年3月現在で、6万6255人にのぼっている。これは、78年以降、毎年3000人ものペースで増加してきたことを意味する。しかも、この裾野には、認定を受けられないで苦しんでいる膨大な潜在的被害者がいると推定されている。

- (17) この1980年代後半のヨーロッパの状況については、寺西俊一「EC市場統合と環境政策」(『公害研究』第20巻第3号 1991年1月)を参照。
- (18) この事件については、Michael H. Brown, *LAYING WASTE: The Poisoning of America by Toxic Chemicals*, New York, Pantheon Books, 1979;マイケル・ブラウン著 織貫礼子・河村宏訳『荒れる大地——死を呼ぶ有害廃棄物——』筑摩書房 1983年, 参照。
- (19) この事件については、吉田文和『ハイテク汚染』岩波新書 1989年, 参照。
- (20) 寺西俊一『地球環境問題の政治経済学』東洋経済新報社 1992年 終章, 参照。
- (21) こうした当時の日本における開発動向については、寺西俊一「“首都圏改造”と都市・環境問題」(『公害研究』第16巻第4号 1987年4月)および、同「東京湾再開発ラッシュ——その背景と問題点——」(『公害研究』第17巻第2号 1987年10月)などを参照されたい。
- (22) 以上は、小林光・松下和夫「総論：地球環境問題の見取り図」(大来佐武郎監修『地球規模の環境問題< I >』中央法規 1990年)による。
- (23) 鈴木武夫「地球環境問題と地域環境問題」(『公害研究』第18巻第2号 1988年10月) 参照。
- (24) 日本の「環境基本法」は、1993年11月に成立した。この評価について詳しくは、日本環境会議編『環境基本法を考える／JEC主催・専門家シンポジウムの記録および関係資料集』実教出版 1993年2月, を参照されたい。
- (25) 寺西俊一「環境保全型経済とその政策体系——『環境基本法』の成立に寄せて——」(『環境と公害』[1993年『公害研究』を改称]第23巻第3号 1994年1月) 参照。